

しつけ？ 虐待？ 迷ったときはすぐに相談・通報を！

へんだな？ と思ったら
子どもの安全のためにすぐに行動しましょう。

- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通報をお願いします。
- 通報した人の秘密は守ります。
- 通報がプライバシー保護に触れることはありません。

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

【問い合わせ・相談先】 市子育て支援課 0994-43-2111 内線 3186
大隅児童相談所 0994-43-7011

子どものサインに気付いてください
児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身に重大な影響を与える深刻な問題です。虐待から子どもたちを守るためには、地域に住むわたしたちの「気付き」が大切です。

増え続ける児童虐待
児童虐待には、殴る、ける、やけどを負わせるなどの身体的虐待のほか、ごみだらけの部屋で生活させる、食事を与えないなどのネグレクト（養育の拒否・放棄・怠慢）、性的行為の強要などの性的虐待、言葉による脅し、無視などの心理的虐待があり、こうした子どもへの虐待は増え続けています。

18年度における全国の児童虐待件数は約3万7千件となっており、県内でも84件となっています。

虐待の種類では、身体的虐待が44パーセントと最も多く、続いて心理的虐待、ネグレクト、性的虐待となっています。

■子どもの虐待とは

「虐待」というと、身体的な暴力だけだと思われがちですが、大きく分けて以下の4つの型があります。

■身体的虐待

子どもに傷あとが残ったり、生命が危うくなるようなケガをさせたり、体に苦痛を与えることです。例えば、たたく、ける、つねる、殴る、かむ、しばる、火を押つける、水につける、首をしめるなど。



■ネグレクト（養育の拒否・放棄・怠慢）

子どもに適切な衣食住の世話をしないなど、子どもを放ったらかしにしておくことです。例えば、ごはんを食べさせない、衣服を着替えさせない、病気やケガをしても病院を受診させない、危険な場所に放っておく、家に閉じ込めるなど。



■性的虐待

性的ないたずら、暴力や性的行為を行うことです。女子だけでなく男子にも起こり得る事です。



■心理的虐待

心理的いじめのことで、子どもを情緒不安定にさせたり、心に傷をつくることです。例えば、まったく子どもの存在を無視したり、おびえさせたり、ば声をあびせたりすることなど。



ストップ！ 児童虐待

あなたの声で、救える命があります

最初はしつげだと思っていた。他人の家のことに、口を出すのはおかしいし... 思い過ぎだったら申し訳がないし... しかし、もしその子が虐待で苦しんでいるとしたら... 「児童虐待では？」と、疑わしいと思ったら、大隅児童相談所、又は市の児童相談窓口（子育て支援課）へご連絡ください。たとえ通告が誤りであっても、刑事上・民事上の責任は問われません。また、通告した人の秘密は守られます。あなたの声で、救える命があります。